



陽光

Vol.8
通巻 63号

制度の「当事者」

2014年4月1日から消費税が8%となりました。物価高と相まって生活「当事者」の負担が重くなった「現実感」があります。

表1は障害者権利条約・条例成立の国際・国内の流れです。一見、国内において、着々と障害者の権利に関する法律が制定されているように見えます。

「どうせ変わらないよ」とため息まじりに話すユーザー。

障害「当事者」の生活は具体的にどのように変わったのか、変わるのかという「現実感」はユーザーのこの言葉からは見えません。「当事者」が実感を得なければ、制度があっても当事者にとってどこ吹く風です。

「何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない」

2015年4月1日から、「茨城県障害者権利条例」が施行となります。「花信風」や「陽光」で何度も指摘してきたユーザー・メンバーに対する支援者の自主性の阻害が、生活上の活動・参加を制限します。

「障害者だからやってあげる」のは「差別」となるのか。

「差別」「当事者」として法的に位置づいた理念の点検です。

(編集子)

表1 障害者権利条約・条例成立の国際・国内の流れ

年	2001	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
国際連合	「障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約」決議案採択	障害者権利条約採択		障害者権利条約発効						
日本			障害者権利条約署名				障害者基本法改正	障害者総合支援法成立	障害者差別解消法成立 障害者雇用促進法改正	障害者権利条約批准・発行
国内の自治体※		千葉県			北海道	岩手県	八王子市 熊本市 さいたま市	長崎県 沖縄県 別府市	京都府 茨城県 鹿児島県	



※障害者差別禁止・権利擁護にかかわる条例の成立年